

## 「大通り公園1区～3区リニューアル事業公募設置等指針」質問に対する回答

| No. | 該当資料    | ページ | 項目名                              | 質問   | 回答   |
|-----|---------|-----|----------------------------------|--|--|
| 1   | 公募設置等指針 | 3   | (2) 事業期間（公募設置等計画の認定の有効期間を含む）     | 事業範囲全域を対象とした場合、10年間の管理許可が与えられ、31年目に至るまで原則更新許可が与えられる。管理に係る費用は2,500万円/年を上限に貴市が負担する、と理解している。<br>・更新許可が与えられない場合の基準をご教示いただきたい。<br>・管理に係る貴市負担費用の上限は、公的な労務単価、電気・水道などの供給単価等に基づき変動するという認識でよいか。変動しない場合は、管理費の負担ではなく貴市による直接管理（水光熱費負担等）を要望する。 | ・当初10年間の管理許可を行い、31年目に至るまで原則として許可をすることとしています。最長30年目までは、管理に係る費用は2,500万円/年を上限に本市が負担します。<br>・管理に係る本市負担費用の上限は、基本協定書（案）第79条第2項に示す通り、賃金水準及び物価の変動に応じ見直しを行うものとします。光熱水費については、日常管理費用に含めるものとしています。   |
| 2   | 公募設置等指針 | 3   | (2) 事業期間（公募設置等計画の認定の有効期間を含む）     | 利便増進施設を設置した場合、10年間の占用許可が与えられ、21年目に至るまで原則更新許可が与えられる。占用許可料は630円/㎡・月と理解している。<br>・21年日以降については原則原状回復だが、貴市が選定した新事業者との間で利便増進施設が譲渡され、かつその内容について貴市が同意した場合、原状回復は行わないという認識でよいか。<br>・21年目以降もそれ以前と同様に10年以内の占用許可が与えられるという認識でよいか。               | ・利便増進施設については、本市が新たな事業者を選定し、認定計画提出者と新たな事業者との間で、権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ譲渡について本市が同意し、新たな事業者が利便増進施設の占用許可を取得した場合は、原状回復を要しません。<br>・事業期間が20年を超える場合、20年を超えた期間はPark-PFI特例は適用されませんので、利便増進施設の占用許可は認められず、原状回復を要します。  |
| 3   | 公募設置等指針 | 4   | 5 公募対象エリア（リニューアルエリア）             | 公募対象エリア【概要】の記載について、現状が記載されている認識でよいか。（管理形態（市直営管理）の記載は現状を記載しているという認識。）   | 現状を記載しています。  |
| 4   | 公募設置等指針 | 7   | (1) 飲食店舗等の収益施設の設置・管理運営【公募対象公園施設】 | 以下、昨年のサウンディングの際の条件と異なる点について、設定変更の経緯をお聞かせください。<br>・飲食店舗を複数設置（サウンディング時：1店舗以上）<br>・建築面積は全体で2,500㎡以下（同上：4,000㎡まで）<br>・1区の建築面積は600㎡以下（同上：規定無し）  | サウンディング型市場調査の結果をもとに、公園の可能性やあるべき姿を再度検討した結果、条件を変更しました。<br>・飲食店舗の複数設置は、多くの事業者から複数の飲食店舗の設置が提案されたことを踏まえ、リニューアルコンセプトに基づき設定したものです。<br>・建築面積の全体を2,500㎡以下とする条件は、その規模を上回る建築の提案がなかったことを踏まえ、よりオープンスペースを広く確保するために設定したものです。<br>・1区の建築面積を600㎡以下とする条件は、1区の園地面積（約3,120㎡）を踏まえ、見通し空間の確保とウェルカムガーデン（特定公園施設）の整備との整合を考慮し、新たに設定したものです。 |
| 5   | 公募設置等指針 | 8   | (2) 園地等の整備・管理運営【特定公園施設】          | 「周辺エリアの回遊性向上」と記載があるが、貴市の想定する周辺エリアの具体的なイメージをご教示いただきたい。  | 周辺エリアとは、具体的な区域を限定するものではありませんが、おおむね関内駅周辺地区のまちづくり計画によって示される関内・関外地区を想定しています。  |
| 6   | 公募設置等指針 | 8   | (2) 園地等の整備・管理運営【特定公園施設】          | 『既設掲示板のリニューアル』とありますが、巻末資料の【主な公園施設図1区～3区】における下記がすべて該当する認識でよろしいでしょうか。<br><1区～2区><br>③ イベント案内板<br>⑤ 公園案内板<br>⑥ 周辺施設案内板<br>⑨ トイレ案内図（※トイレ改修の場合のみ？）<br>⑩ イベント案内板<br><3区><br>⑦ 公園案内板  | ・すべてが該当します。<br>・トイレ案内図はトイレを改修しなかった場合でも園内の施設が変わることが想定されますので、案内内容の修正等を行ってください。   |
| 7   | 公募設置等指針 | 9   | (5) イベントの実施                      | ・イベント日程やイベント内容が公園の主旨に合致しているかについて事業者側で調整する場合でも、イベントの主催、共催になることは必須か。協力という位置づけも可能か。<br>・主催、共催となる者は事業者から統括管理業務を委託された管理会社が行うことは可能か。   | ・リニューアルエリアにおけるイベントは、定期的に通内公園で開催される既存イベントを除き、認定計画提出者による主催又は共催であることを要します。<br>・認定計画提出者は、イベントの管理運営業務の一部を第三者に委託することは可能です。   |

| No. | 該当資料    | ページ | 項目名  | 質問  | 回答  |
|-----|---------|-----|--|---|---|
| 8   | 公募設置等指針 | 9   | (5)イベントの実施   | 年間のイベント開催回数は、4回以上を期待とありますが、開催規模や来場者数等、具体的な想定数はありますか？  | これまでの大通り公園の利用の実績から、年間のイベント開催回数を4回以上を期待していますが、開催規模や来場者数等についての具体的な想定数はありません。  |
| 9   | 公募設置等指針 | 10  | (6)リニューアルエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>①飲食店舗等の収益施設の設置・管理運営（公募対象公園施設） | ・年末年始以外で、電気設備点検や棚卸等、施設管理上必要な範囲の休業日は認められるという理解でよいか。<br>・季節や曜日等によって営業時間を変更することは可能か。   | 基本的に通年の営業を求めるものですが、施設管理上必要な範囲の休業日を確保すること、季節や曜日等によって営業時間を変更することは可能です。  |
| 10  | 公募設置等指針 | 10  | (6)リニューアルエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>①飲食店舗等の収益施設の設置・管理運営（公募対象公園施設） | ・公園は横浜市喫煙禁止地区に指定されていないため、公園内屋外部分では喫煙可という認識でよいか。（屋外喫煙所を設け、それ以外では禁煙とする提案は可能か。）  | ・公園の屋外は禁煙ではありませんが、市の公園ではこれまでも、動物園、プールでは禁煙とし、さらに遊具の近くなど子どもがいる場所で喫煙しないよう、喫煙する方に、ポスターを掲示するなど、配慮を呼びかけています。このような状況を踏まえてください。<br>・現在、受動喫煙対策の取組として、横浜市公園条例の中に、公園における禁止行為として「喫煙」を追加する「公園内禁煙化」を検討しています。  |
| 11  | 公募設置等指針 | 10  | (6)リニューアルエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>①飲食店舗等の収益施設の設置・管理運営（公募対象公園施設） | ・イベントを行う場合の考え方（1か月以下の期間）：イベント用仮設建築物の設置もしくはキッチンカーなど車両の類を設置する場合、行為許可（事業範囲全域を対象に3,900円/日）、若しくは公募対象公園施設の建物等新たな施設として設置面積に対して236円/㎡・月のいずれかの考え方を選択するという理解でよいか。<br>・イベントを行う場合の考え方（1か月超最大連続6か月程度）：イベント用仮設建築物を設置する場合、公募対象公園施設の建物等新たな施設として設置面積に対して236円/㎡・月を支払うという理解でよいか。また、仮設建築物を最大6か月程度設置するものの、継続するイベントが1か月以内であれば、行為許可も選択できるという理解でよいか。<br>（例：30日間イベントを実施後、5日間イベント入替のためにイベントは実施せず、翌36日目から再度30日間イベントを実施する。）<br>・イベントが許可される根拠：20年目までは、Park-PFIに基づき行為許可もしくは公募対象公園施設の設置という認識。21年目以降30年目までは公募対象公園施設などの設置・管理許可が更新された場合、20年目まで同様に行為許可もしくは公募対象公園施設の設置という扱いでイベントを実施し、イベント実施者から公園使用料を徴収できるという認識でよいか。 | ・イベントを行う場所が特定公園施設（通常は営利事業を実施していない区域を指す。）であれば、行為許可（3,900円/日）を取得する必要があります。イベントのコンテンツとしてキッチンカーなどの車両の類や、テント、舞台を設ける場合は、行為許可の許可に含まれるため、別途許可を取得する必要はありません。仮設建築物が建築基準法第85条第6項及び7項（仮設建築物の許可）により安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に、期間を定めて一時的に設置される建築物である場合、行為許可とは別に、当該仮設建築物の公園内配置について、占用許可（630円/㎡/月）を取得する必要があります。なお、1か月に満たない期間の行為に対して設置許可（管理許可を含む。）を与えることは想定していません。<br>・仮設建築物が建築基準法第85条第6項及び7項（仮設建築物の許可）により安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に、期間を定めて一時的に設置される建築物である場合、当該仮設建築物の公園内配置について、占用許可（630円/㎡/月）を取得する必要があります。仮設建築物について占用許可を取得していれば、行為許可については1か月の取得でも問題ありません。<br>・認定計画提出者は、認定計画有効期間中であれば、行為許可の申請者としての要件を満たすため、行為許可を取得することが可能です。イベントの開催については、行為許可を取得するか、公募対象公園施設（リニューアルエリアのうち、イベント開催を考慮するエリアを営利事業を実施する区域として提案し、管理許可を得て、使用料を収めた範囲）であれば、開催可能です。 |
| 12  | 公募設置等指針 | 10  | (6)リニューアルエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>②園地等の整備（特定公園施設）               | トイレに限らず、既存の施設を撤去する際、その整備期間中に代替機能を手配する必要があるもの、条件などがあればご教示いただきたい。   | 工事期間中、歩行者動線の確保に留意してください。特に1区と2区間の歩道機能、3区の伊勢佐木長者町駅エレベーターへの動線は極力確保してください。詳細は工事着手前に本市と協議の上、地域の理解を得るよう努めてください。  |
| 13  | 公募設置等指針 | 11  | (6)リニューアルエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>③利便増進施設の整備・管理運営               | 自転車駐車場の設置義務について<br>・シェアサイクルポートの設置については任意提案事項となっているが、一般の自転車駐車場について設置義務はあるか。<br>・大店立地法により、駐車場については各区の小売店舗面積が1000㎡を超える場合、また駐輪場については、各棟の小売店舗面積が飲食・物販400㎡以上となった場合に駐輪場が必要であるという認識だが、この認識で相違ないか。<br>（例：1区に小売店舗面積380㎡の建物が2棟、2区に小売店舗面積が380㎡の建物が1棟となった場合、各区の建物は1000㎡に達していないこと、また、棟ごとにも400㎡に達していないことから、大店立地法による駐車場・駐輪場について付置義務は無いという認識。）   | ・一般の公園利用者用の自転車駐車場の設置は必須提案ではありません。<br>・公募対象公園施設として提案しようとする店舗が法令による自転車駐車場の設置を要するかどうかは、道路局道路政策推進課及び経済局商業振興課等、所管部署へ確認してください。  |
| 14  | 公募設置等指針 | 11  | (6)リニューアルエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>④リニューアルエリアの日常管理運営             | 安全管理の観点から、店舗営業時間のみ開放としたいがその様な提案は可能か。また、24時間開放の場合、夜間等に事故が発生した場合、貴市と事業者の責任区分を明示いただきたい。  | ・既存のトイレが24時間開放していることを踏まえ、今後においても24時間開放する前提で提案してください。<br>・責任区分については、公募設置投資指針（募集要項）37～38ページのリスク分担表のとおり他の施設と同様に扱います。   |

| No. | 該当資料    | ページ | 項目名   | 質問  | 回答  |
|-----|---------|-----|---|---|---|
| 15  | 公募設置等指針 | 11  | (6)リニューアールエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>④リニューアールエリアの日常管理運営      | 本敷地における防災上の位置づけ等があればご教示いただきたい。  | 火災時の延焼遅延、一時避難場所など、通常都市公園に期待される一般的な防災機能以外に、防災上の位置づけ等はありません。  |
| 16  | 公募設置等指針 | 12  | (6)リニューアールエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>④リニューアールエリアの日常管理運営      | ・貴市が想定する修繕までのフローや、貴市費用負担の修繕における認定事業者の役割等あればご教示いただきたい。認定事業者は下記の通り費用負担先決定後、管理・運営に必要な情報を適宜、貴市から情報提供いただけるものと認識している。(故障/経年劣化の発生→見積→費用負担先の決定→発注→施工管理→工事完了)<br>・これまでの当該公園の修繕実績を開示いただきたい。<br>(100万以下の修繕発生頻度を把握し、収支精度向上のため参考としたい。)                     | ・修繕のフローについては、お示しの通りです。<br>・修繕実績については公募設置等指針(募集要項)の配布期間中に公募実施課(みどり環境局南西部公園緑地事務所 都心部公園担当)へご連絡いただいた事業者に提供します。  |
| 17  | 公募設置等指針 | 12  | (6)リニューアールエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>④リニューアールエリアの日常管理運営      | ・イベント以外の営利事業とは何を指すのかご教示いただきたい。通常時にキッチンカーを設置することも不可ということか。<br>・参加費を徴収して行うワークショップなども不可ということか。愛護会やその他の団体と共同で、植栽など園地の管理を行うワークショップを開催した場合、営利(利益が出る)でなくとも、原価(人件費・材料費など)の一部を参加者負担とすることを想定している。営利事業とイベントの定義をご教示いただきたい。                                | ・イベント以外の営利事業とは、日常的(連続した1か月以上の期間)に行われる収益事業を指し、例えば日常的にキッチンカーを設置する場合は営利事業に当たり、公募対象公園施設に位置づけ、区域面積に応じた管理許可使用料を徴収します。<br>・イベントとは、ワークショップも含め催事一般のことであり、営利・非営利は問いません。   |
| 18  | 公募設置等指針 | 12  | (6)リニューアールエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>⑤リニューアールエリア内でのイベントの管理運営 | ・事業者はイベントの受け入れ可否、スケジュール調整、価格調整(長期で利用する方の割引)など、柔軟に行えるという認識でよいか。<br>・参加費を徴収して行うワークショップなども不可ということか。愛護会やその他の団体と共同で、植栽など園地の管理を行うワークショップを開催した場合、営利(利益が出る)でなくとも、原価(人件費・材料費など)の一部を参加者負担とすることを想定している。営利事業とイベントの定義をご教示いただきたい。                           | ・認定計画提出者とイベント開催を希望する第三者との間で日程調整等が不調となった場合、イベント開催希望を断ることは差し支えありません。イベントの開催日程についても、認定計画提出者にて第三者と協議し、決定することができます。第三者によるイベントのマネジメントに係る経費について、手数料等として認定計画提出者がイベント開催希望者から徴収することは公園管理の一環として差し支えありません。<br>・行為許可の申請は都度ではなく、月単位などでまとめて申請する可否については、認定計画提出者と協議し決定します。<br>・申請書の提出はメールで可能です。許可書については、市役所での原本及び納付書の受領が必須となります。 |
| 19  | 公募設置等指針 | 12  | (6)リニューアールエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>⑤リニューアールエリア内でのイベントの管理運営 | ・第三者がイベント開催を希望した場合、(中略)調整を行ってください。調整が不調となった場合、イベント開催希望を断ることは差し支えありません。<br>・定期的に大通り公園で開催実績のある既存イベントについては、当該主催者と日程及びイベント内容の調整を行ってください。<br>上記に関し、1点目と2点目で対応が異なるものかと思いますが、既存イベントの主催者に対し、今回の事業実施にあたりどのように周知(※今までと同様にイベントが実施できるか否かなど)されているかご教示ください。 | ・イベント開催に関する調整が不調となった場合、イベント開催希望を断ることは差し支えありませんが、既存のイベントが地域に根ざしたものであることを踏まえて可能な限り開催ができるように対応していただきたいと考えます。しかしながら、カフェ等の施設が設置されることから、既存イベントが従来の通りには実施できないと考えています。<br>・以上の説明は、既存イベントの主催者に対して本市から説明済みです。   |
| 20  | 公募設置等指針 | 12  | (6)リニューアールエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>⑤リニューアールエリア内でのイベントの管理運営 | イベント開催希望者から、手数料以外に、会場使用料、水光熱費等を徴収できるという理解でよいか。  | イベント開催希望者から徴収する対価を包括して手数料等と記載しています。   |
| 21  | 公募設置等指針 | 12  | (6)リニューアールエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>⑤リニューアールエリア内でのイベントの管理運営 | 具体的な既存イベント・主催者をご教示いただきたい。また、既存イベント実施の際の利用料金は事業者が設定する単価で貸出するという理解でよいか。   | ・既存イベントについては、公募設置等指針(募集要項)35ページ「定期的に行われているイベント」で示すとおりです。主催者については、認定計画提出者に通知することができます。また、特定公園施設であるリニューアールした既存掲示板では、催し物に必要な会場の表示、会場案内表示・イベントで販売される商品の説明等の公園内で行われるイベント情報を費用負担することなく掲出できます。<br>・第三者によるイベントのマネジメントに係る経費について、手数料等として認定計画提出者がイベント開催希望者から徴収することは公園管理の一環として差し支えありません。                                    |
| 22  | 公募設置等指針 | 12  | (6)リニューアールエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項<br>⑤リニューアールエリア内でのイベントの管理運営 | イベントを実施する場合、最低限、イベント名・店舗名・出店者・商品を紹介する集合看板・掲示物等が必要と考えられるが、これらすべてに3,400円/㎡・日が占用料としてかかるとうると、経済性が悪く、経済性を考慮して掲示物を減らすと賑わいの創出が減少し、結果イベントの実施が困難になると考えられる。占用料が発生するのは行為許可あるいは管理許可を得ている範囲以外に向けて表示する物のみが対象と言う理解でよいか。                                      | ・利便増進施設として看板を設置する場合は、看板として占用許可に係る使用料を徴収していますので、追加の負担なく、その看板で提供できる条件の下でイベントの情報を表示することができます。また、特定公園施設であるリニューアールした既存掲示板では、催し物に必要な会場の表示、会場案内表示・イベントで販売される商品の説明等の公園内で行われるイベント情報を費用負担することなく掲出できます。<br>・協賛企業等の名称が入ったのぼり旗等を仮設物として掲出する場合は、占用許可を要し、占用許可に係る使用料は、公募設置等指針(募集要項)12～13ページに示した通りに徴収します。                         |

| No. | 該当資料    | ページ | 項目名                                  | 質問   | 回答  |
|-----|---------|-----|--------------------------------------|--|---|
| 23  | 公募設置等指針 | 14  | 4 事業実施に関する提案<br>⑬公募対象公園施設に係る公園使用料の単価 | 【市の定める価格(1㎡につき1月当たりの単価)・園地を管理・運営する場合(管理許可)：472円/㎡・月とあるが、清掃・樹木の剪定など管理する事業範囲全域は管理許可を必要とせず、特定の利用者だけに使わせる、テーブル・椅子などを設置するエリアが管理許可対象という理解でよいか。   | ・清掃・樹木の剪定など日常管理を求めるリニューアルエリア全域について、管理許可を取得する必要があります。なお、管理許可を取得した範囲のうち、自由利用に供する範囲については、管理許可使用料を全額減免とします。<br>・ここでいう園地を管理・運営する場合とは、日常的(1か月以上)に営利事業を実施する区域とした場合であり、当該営利事業を実施する区域については公募対象公園施設に位置づけ、面積に応じた管理許可使用料(472円/㎡・月以上の提案単価)の徴収が発生します。                             |
| 24  | 公募設置等指針 | 14  | 4 事業実施に関する提案<br>⑬公募対象公園施設に係る公園使用料の単価 | 「園地を管理・運営する場合(管理許可)：472円」とありますが、ここでいう「園地」とは、「特定公園施設」とは異なる認識で相違ないでしょうか。具体的なイメージを含め、ご教示いただけますと幸いです。  | 園地の一部を区切り、日常的(1か月以上)に営利事業を実施する区域を設けた場合は、特定公園施設ではなく、公募対象公園施設として位置付け、提案に基づく公園使用料を徴収します。   |
| 25  | 公募設置等指針 | 14  | 5 提案全般にわたる留意事項                       | 「大通り公園内で販売する必要がないもの」の具体例を提示いただきたい。   | 「大通り公園内で販売する必要がないもの」とは、都市公園である大通り公園を利用する上でなんらの必要もないものことです。都市公園の趣旨に馴染むかどうかは、公園のコンセプトと事業提案等から総合的に判断されるものと考えます。  |
| 26  | 公募設置等指針 | 14  | 5 提案全般にわたる留意事項                       | 「独占的な利用」や「排他的な行為」が行えないのは、公募対象公園施設内も同様か。<br>・ジムやサウナなどの会員制施設<br>・入会費が高額な施設<br>・結婚式やパーティーの貸切り行為   | ・都市公園として「独占的な利用」や「排他的な行為」が行えないのは、公募対象公園施設内についても同様です。<br>・入会費を要する施設が一律に認められないということはありませんが、利用料があまりにも高額であることや、施設の全部あるいはほとんどが入会しなくては利用できないということが無いような提案としてください。   |
| 27  | 公募設置等指針 | 14  | 5 提案全般にわたる留意事項                       | 公園利用と関連性が低く、必要とみなすことができないと判断する行為の具体例や過去実績があればご教示いただきたい。<br>提案内容が認められないリスクがあるため、公募設置等計画受付期限より1ヶ月以上前に、提案内容の可否について事前相談、個別対話等の機会を設けていただきたい。    | ・「大通り公園内で販売する必要がないもの」とは、都市公園である大通り公園を利用する上でなんらの必要もないものことです。<br>都市公園の趣旨に馴染むかどうかは、公園のコンセプトと事業提案等から総合的に判断されるものと考えます。<br>・設置等予定者決定までは、応募者に限らず、いかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問い合わせにもお答えできません。   |
| 28  | 公募設置等指針 | 14  | 5 提案全般にわたる留意事項                       | 「特定の会員のみが利用できる施設など「独占的な利用」や「排他的な利用」を行う施設は設置できません。」とありますが、シェアオフィス・コワーキングなどは不可でしょうか。また、可能な場合、公園施設としては「体験学習施設」に該当するものと考えますが、相違ないでしょうか。        | ・公募対象公園施設として設置する施設も都市公園法上の公園施設ですので、誰もが社会通念上適正な料金を支払えば利用できるように運営してください。<br>・シェアオフィス・コワーキングスペースが公園施設種類のいずれに該当するかについては、具体的にどのような整備・管理がされるかによります。   |
| 29  | 公募設置等指針 | 15  | 6 インフラの使用に当たっての負担                    | 「やむを得ず、本市インフラと区分する必要がある場合」の具体的な想定についてご教示いただきたい。  | 具体的な想定はありません。施工上、事業上等、想定していない事象が生じた場合に協議を行うものです。  |
| 30  | 公募設置等指針 | 16  | (1)公園施設等の設計(共通)                      | 合意を得なくてはいけない地域住民の特定、若しくは合意を得る地域の範囲を指定いただくことは可能か。   | ・彫刻だけを対象として特定の方々の合意を得ることは想定していません。事業説明の一環として地域のみなさまのご理解を得よう努めてください。<br>・事業説明の範囲は、第1地区中部連合町内会、埋地地区連合町内会等を想定していますが、具体的には設置等予定者と協議します。   |
| 31  | 公募設置等指針 | 16  | (1)公園施設等の設計(共通)                      | 「施設の設計に当たっては、既存樹木の保全に配慮してください」とありますが、具体的な判断基準があればご教示ください。<br>サウンディング時は既存樹木の巨木化を公園の抱える問題の一つとしていたと記憶しています。                                   | ・公園の景観形成は総合的に判断されるものと考えますので、「○本以上の木を伐採してはならない」といった具体的な判断基準はありません。<br>・既存樹木の巨木化は公園の抱える問題の一つであると考えます。樹木によって形成される現在の景観を鑑みて既存樹木の保全に配慮し、伐採等を行う場合、説明会等を実施する等、市民の理解を得よう努めてください。  |
| 32  | 公募設置等指針 | 17  | (3)公園施設等の工事(共通)                      | ・公園への車両による搬出入、整備に必要な車両の進入について、条件があればご教示いただきたい。<br>(公園内に車両に関する必要スペースの整備をするべきか、公園内へはなるべく侵入しない計画とするべきか等。)<br>・工事期間中、1区～3区は閉鎖し、公園機能がなくても問題ないか。 | ・車両の搬出入、荷重、駐車場所について、横浜市交通局やその他占用物件の所有者と施工計画時に協議してください。公道に関しては神奈川県警察及び中土木事務所と協議してください。<br>・工事期間中の公園の閉鎖についてはその期間が最短となるよう施工計画を立案していただきますが、その際、安全管理を最優先事項としてください。また、歩行者動線の確保に留意してください。特に1区と2区の間歩道機能、3区の伊勢佐木長者町駅エレベーターへの動線は極力確保してください。詳細は工事着手前に本市と協議の上、地域の理解を得よう努めてください。 |
| 33  | 公募設置等指針 | 17  | (3)公園施設等の工事(共通)                      | 3区の沈床花壇からの市営地下鉄への動線に関して留意する必要があるか。(閉鎖しても問題ないか。)  | 安全面等からやむを得ず閉鎖する場合は横浜市交通局と協議し市民生活への影響が最小限になるよう努めてください。また、事前周知により、利用者の理解に努めてください。   |

| No. | 該当資料    | ページ | 項目名                             | 質問  | 回答  |
|-----|---------|-----|---------------------------------|---|---|
| 34  | 公募設置等指針 | 17  | (3)公園施設等の工事（共通）                 | 「本市の完了検査については令和8年度中に受けるものとします。」とありますが、「認定計画提出者による工事期間中に、園内で他の整備工事が入る可能性」もある中、認定計画提出者の責めに帰すことのできない要因により当該期日に間に合わない可能性が生じる場合、協議の余地はありませんでしょうか。  | 認定計画提出者の責によらず工事が遅延する場合、協議の対象とします。   |
| 35  | 公募設置等指針 | 19  | 2 特定公園施設の譲渡                     | 昨今の物価上昇を考慮すると、貴市の想定する標準単価で工事を発注できない可能性がある。歩掛、発注単価については、基本協定締結前、および弊社から建設工事など発注前に貴市に精査確認いただき、その時点で合意できない場合は違約金などのペナルティは無く、提案を取り下げ事業参画を辞退することは可能か。また、通常の公共工事同様、物価変動などを工事金額に反映させることを再考いただきたい。  | ・設置等予定者又は認定計画提出者が供用開始前までに辞退された場合の違約金・ペナルティはありません。<br>・特定公園施設の整備に当たり、人件費や物品費等の物価及び金利の変動について、協議の対象となりますが、これを事由とした本市負担上限額の変更は原則としてありませんので、提案額にご留意ください。なお、本市負担額の上限について、想定をこえる著しい物価上昇等が発生した場合は協議の対象とします。   |
| 36  | 公募設置等指針 | 19  | ○日常管理の水準                        | 現在の公園管理と同等の管理水準を求めるものではないという理解で良いか。現在の維持管理委託仕様書を開示いただきたい。   | ・維持管理の水準は提案内容によりますが、現在と同等以上を想定しています。<br>・維持管理委託仕様書については公募設置等指針（募集要項）の配布期間中に公募実施課（みどり環境局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当）へご連絡いただいた事業者に提供します。   |
| 37  | 公募設置等指針 | 20  | 4 私権の制限                         | ・公募対象公園施設の所有権（権利）と P2 3. 事業範囲に示される運営管理（義務）は対になると考えるが、貴市の承認を得て運営管理の義務も公募対象公園施設の所有権と対で譲渡できるという認識でよいか。<br>・公募対象公園施設の所有権移転について、貴市は合理的な理由がない限り原則として地位の承継の承認をいただけるという理解でよいか。<br>・認定事業者が所有する公募対象公園施設における認定事業者の賃貸借に関する権利は制限されないという認識でよいか。   | ・都市公園法に基づく公園施設の設置又は管理の許可は、法律上は特許であり設備行為です。したがって、この許可によって得た権利を他の第三者に譲渡又は移転することはできないと解されますが、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継した者は、都市公園法第5条の2に基づき公園施設の設置又は管理の許可を得ることが可能です。<br>・地位の承継に際しては、地位を継承する者が認定公募設置等計画に従って適切な事業の実施が見込まれること等の視点で審査あるいは確認し、問題がなければ承認します。<br>・認定計画提出者が所有する公募対象公園施設においては、認定計画提出者から第三者への賃貸借に関する都市公園法上の制限はありません。 |
| 38  | 公募設置等指針 | 20  | 5 委託の禁止等                        | ・貴市へ申請、承諾を必要とする範囲は、特定公園施設およびその他公園施設の日常管理業務における第三者委託という認識でよいか。<br>・公園管理以外の公募対象公園施設に係る業務（テナント契約関係業務や、施設管理業務など）は貴市の承認対象外という認識でよいか。   | 本事業とは、大通り公園1区～3区リニューアル事業全体を指していますので、公募対象公園施設に係る業務を第三者に委託する場合は含まず。   |
| 39  | 公募設置等指針 | 20  | (1) 使用料の単価                      | ・特定公園施設の建物および、可動式テーブルなどの什器は利用者を制限しない場合、設置許可、管理許可、占用許可が不要で、その他費用の支払いが発生しないという認識でよいか。<br>・「恒常的にイベントを開催するスペースとして運用する等」の恒常的とは、事業期間全てに及ぶという理解でよいか。<br>・イベントを開催できるスペースを恒常的に設置し、イベントは恒常的に行わない場合、使用料について以下の認識でよいか。<br>：イベントを開催できるスペースを恒常的に設置→無料<br>：同スペースにてイベントを開催<br>飲食・物販などを営業するスペース→有料（236 円/㎡）<br>・上記以外のスペース→無料 | ・特定公園施設は、リニューアルエリアの一部として事業者により日常管理運営していただきますので、それに当たっての管理許可を要します。ただし、通常は営利事業を実施しない区域ですので、管理許可使用料は徴収しません。<br>・ここでいう恒常的とは、1か月以上を示します。<br>・イベントを開催できるスペースを恒常的に設置する場合は、公募対象公園施設に位置付けますので、管理許可使用料（472円/㎡・月以上の提案単価）を徴収します。  |
| 40  | 公募設置等指針 | 21  | 7 原状回復の義務                       | 貴市が新たな事業者を選定した場合、公募対象公園施設を有償にて譲渡することが可能という理解でよいか。   | 公募対象公園施設を新たな事業者へ譲渡する際の条件は、認定計画提出者と新たな事業者との間で合意してください。   |
| 41  | 公募設置等指針 | 22  | 9 事業の中止                         | 履行保証保険差入等で代替はできないか。   | 本市が発行した納付書を用いて本市指定金融機関へ納めていただくことを想定しています。   |
| 42  | 公募設置等指針 | 24  | 1 応募者に必要な資格                     | 複数社で共同事業体を組成（非法人の任意団体）して本事業に応募することを想定している。1-3 区に設置する公募対象公園施設は全て同じ割合にて共同事業体を構成する複数社で共有することを想定しているため、最大シェア保有会社を代表企業とすることによってよいか。（2 区の建物を所有する企業を代表法人とすること=2区の建物シェアの最大所有者を代表企業とする。）   | リニューアルエリア全体のマネジメント（管理）業務を実施し、かつ2区の公募対象公園施設の所有権を有することになる（共有の場合の割合は問わない。）事業者を代表法人としてください。   |
| 43  | 公募設置等指針 | 25  | (3)供用開始後の共同事業体の代表法人及び構成法人の変更の禁止 | 代表企業についても構成法人同様に、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることが可能となるよう再考いただきたい。  | 代表法人については、都市公園法第5条の8に基づき、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることが無いと本市が判断し、また、事業者の変更に伴う変更箇所以外の事項については原則として変更をしない限りにおいて、変更の協議を行うことができます。   |

| No. | 該当資料          | ページ    | 項目名                             | 質問  | 回答   |
|-----|---------------|--------|---------------------------------|---|--|
| 44  | 公募設置等指針       | 27     | (4)質問の受付・回答                     | 4/26 貴社 HP に掲載された別紙1：基本協定書(案)、別紙2：特定公園施設譲渡契約書(案)、別紙3：協働契約書(案)について、落札後契約内容の協議、変更は可能という認識でよいか。協議、変更が不可の場合、公募開始日より HP 掲載日が 3 週間程度遅れているため、別途質疑回答の機会をいただきたい。   | 別紙 1～3 は、認定計画提出者が事業を実施する際に本市と締結する各種文書の条文案を予めお示ししたものです。本市としては基本的に条文案のとおり締結する意向ですが、認定計画提出者との協議を踏まえ条文案を確定します。                           |
| 45  | 公募設置等指針       | 29     | 5 応募に関する留意事項                    | 当該規定に基づく開示に際して、特定の個人を識別することができる情報を公にすることにより、当該法人等若しくは当該個人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については非開示となる認識でよいか。また、開示範囲について事前に貴市と事業者で協議の上開示されるという理解でよいか。   | ・行政文書の開示及び非開示の規定については横浜市情報公開条例第7条に記載の通りです。<br>・行政文書としての開示は、協議によるものではなく、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき決定されます。                                |
| 46  | 公募設置等指針       | 34     | 1 地域への説明                        | 「設置等予定者は、速やかに公募設置等計画について地域への説明を行い、理解を得られるよう努力してください。」とありますが、公園愛護会のほか、具体的に想定される地区・団体などがございましたらご教示ください。   | 第1地区中部連合町内会、埋地地区連合町内会等を想定していますが、具体的には設置等予定者と協議します。   |
| 47  | 公募設置等指針       | 34     | 3 協定、許可及び契約(3)契約                | 認定計画、基本協定・実施協定、特定公園施設譲渡契約（仮契約を含む）のほか、供用開始までに貴市と締結すべき書面等がありましたらご教示ください。  | 現時点では、市民協働契約の締結を予定しています。   |
| 48  | 応募様式及び記載の留意点  | 2      | 提案に係る様式等                        | 提案書本紙に記載する挿絵は留意点に記載の最大 4 枚までの対象としてカウントされるのか。  | カウントしません。  |
| 49  | 応募様式及び記載の留意点  | 様式 6～9 |                                 | 様式については「提案項目」とそれに対する「提案内容」を明記すれば、適宜書式は変更してもよいか。（「提案項目」欄に余白が多く、より効率よく、かつ多くの提案事項を記載したいため。）  | 応募様式 6～9 を統合することはできません。各様式について定められた枚数の範囲で作成してください。   |
| 50  | 応募書類チェック表     | 7      | 応募資格等に関する書類                     | 法人市町村税について、本社の所在地にある市町村法人税の納税証明書か、または横浜市への市町村法人納税証明書か。  | 公募設置等指針（募集要項）28ページのとおり、法人本店所在地のものを提出してください。  |
| 51  | 【別紙1】基本協定書(案) | 2      | 第4条                             | 乙は“甲と協力して”、公募・・・と追記いただきたい。  | ・リニューアル事業の趣旨については、本市が説明を行います。提案内容についての説明は事業者が行ってください。（募集要項P34）<br>・基本協定書の条文案等は、認定計画提出者と協議します。  |
| 52  | 【別紙1】基本協定書(案) | 2      | 第5条                             | 貴市が行う承諾、許可、検査等について、合理的な理由がない限り遅滞なく対応いただけるという理解でよいか。   | そのように認識しています。  |
| 53  | 【別紙1】基本協定書(案) | 3      | 第6条第3項                          | 組合を組成することなく、共同事業を行う可能性があるため、組合契約書ではなく契約書としていただきたい。  | 乙が共同事業者の場合、代表法人及び責任分担を明確に定める必要があり、民法第667条に定める組合契約の締結を条件としています。   |
| 54  | 【別紙1】基本協定書(案) | 3      | 第6条第5項                          | 構成法人の変更に関して、本事業の実施に支障がないと認められる場合は貴市の承諾が基本的に得られるものという理解でよいか。   | そのように認識しています。  |
| 55  | 【別紙1】基本協定書(案) | 4      | 第10条                            | 本項に関わらず、特定公園施設工事費にかかる貴市負担、並びに、特定公園施設及びその他公園施設の日常管理費の貴市負担については貴市の責任で調達いただけるという理解でよいか。また、貴市負担分の精算時期について明示いただきたい。  | ・本市の経費負担は、本市の責任で調達します。<br>・特定公園施設の整備に係る本市の負担額は、特定公園施設が本市に引き渡された後の支払いとなります。<br>・特定公園施設及びその他公園施設の日常管理費の本市負担は、年に1回、事業年度終了後の支払いを想定しています。 |
| 56  | 【別紙1】基本協定書(案) | 5      | 第15条                            | ・リニューアルエリアについて一切の契約不適合責任を負担しないという点について、民法規定の追完請求権は担保したい。<br>・特定公園施設及びその他公園施設について、契約不適合責任及び、貴市提供資料で確認できない土壌汚染・地中障害物・埋蔵文化財等のリスクは貴市負担としていただきたい。  | 基本協定書の条文案については、認定計画提出者と協議します。  |
| 57  | 【別紙1】基本協定書(案) | 5      | 第17条                            | ・本項に関わらず、貴市の作為・不作為に起因した第三者との紛争、損害を及ぼした場合については貴市に補償等を求めることは可能という理解でよいか。<br>・責任の所在について、リスク分担表等双方の取り決めによって確認をしたい。また、本事業の実施に係る一切の責任を乙が負うのではなく、「第 96 条記載および別表のリスク分担に基づきそれぞれが負担するものとする。」という内容に変更いただきたい。 | ・甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を被った場合、基本協定書（案）第97条第2項のとおり、乙は当該損害の賠償を請求できます。<br>・基本協定書の条文案等は、認定計画提出者と協議します。                                       |
| 58  | 【別紙1】基本協定書(案) | 7      | 第26条【第45条、第63条、第70条、第86条、第125条】 | 本項を適用する「やむを得ない必要が生じた場合」については、許可の取り消し等に先立って事業者と協議いただけるという理解でよいか。   | 都市公園に関する工事のため、やむを得ず許可の取り消し等を行う場合、事前に協議します。   |

| No. | 該当資料          | ページ | 項目名                          | 質問   | 回答   |
|-----|---------------|-----|------------------------------|--|--|
| 59  | 【別紙1】基本協定書(案) | 8   | 第32条第2項                      | 中間検査も実施することが可能なため、完成検査時に破壊検査が必要となった場合は、検査又は復旧に要する費用は甲の負担としていただきたい。(第51条も同様)  | 破壊検査は不可視部分で施工記録がなく、かつ、施工不良の可能性が高い部分に対して、やむを得ず最小限に行うものです。必要な安全性及び品質確保に必要な措置であり、これについては乙の負担とすべきと考えます。                |
| 60  | 【別紙1】基本協定書(案) | 8   | 第32条第3項                      | どの様な場合を想定されているかご教示いただきたい。(第51条も同様)   | 破壊検査は施工不良が疑われるような場合に、やむを得ず行うものであるため、具体的な想定はありません。  |
| 61  | 【別紙1】基本協定書(案) | 19  | 第77条                         | 協働契約書は年度ごとではなく、設置許可期間に対応した期間で締結することは可能か。   | 市民協働事業については、公募設置等指針(募集要項)19ページのとおり、事業期間全体に係る約定は基本協定に定め、年度ごとの協働契約書において当該年度の業務分担や経費負担を定めます。                          |
| 62  | 【別紙1】基本協定書(案) | 22  | 第88条第2項                      | 「乙は自ら主催又は共催する立場として当該イベントへ参画し、～」について、イベント管理を行えば必ずしも主催・共催である必要がなければ本文章は削除いただきたい。   | 乙が管理許可あるいは行為許可によりイベントを実施するに当たり、乙の主催あるいは共催は必要条件です。  |
| 63  | 【別紙1】基本協定書(案) | 22  | 第89条第3項                      | イベント実施に際して、主催者・イベント出店者などが掲出する看板については、自主基準を設け運用することが可能という理解で良いか。その場合、占用料3,400円/㎡・日を負担しないで無料で看板を掲出できるという自主基準を設けることは可能か。  | 基本協定(案)第89条第3項に記載する「地域住民の利便の増進に寄与することを目的とした看板」とは任意提案である利便増進施設のことを示しています。   |
| 64  | 【別紙1】基本協定書(案) | 23  | 第92条第3項                      | 設置許可を受け公募対象公園施設として設置した建築物は、借地件は無いが、設置許可を受け、許可期間内設置を継続する権利があるという理解で良いか。   | 都市公園法第32条の規定により、都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することはできませんが、原則として設置許可期間内において、その許可は取り消しされないものと考えます。                         |
| 65  | 【別紙1】基本協定書(案) | 24  | 第96条第2項                      | ・本項に関わらず、貴市の作為・不作為に起因した休業等の場合については貴市に補償等を求めることは可能という理解で良いか。<br>・天災、感染症など長期で発生した場合、休業期間中の設置管理許可料の減免協議等の余地を残していただきたい。(条文中に追記を希望する。)  | ・甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を被った場合、基本協定書(案)第97条第2項のとおり、乙は当該損害の賠償を請求できます。<br>・不可抗力による施設の運営の休止に伴う設置許可使用料等の取扱いは、認定計画提出者と協議します。 |
| 66  | 【別紙1】基本協定書(案) | 24  | 第98条                         | 本項に関わらず、貴市の作為・不作為に起因した第三者との紛争、損害を及ぼした場合については貴市に補償等を求めることは可能という理解で良いか。  | 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を被った場合、基本協定書(案)第97条第2項のとおり、乙は当該損害の賠償を請求できます。   |
| 67  | 【別紙1】基本協定書(案) | 28  | 第110条                        | 損害賠償を請求できる旨、追記いただきたい。  | 乙が基本協定書(案)第110条により協定を解除した場合の損害賠償の請求は、第97条第2項に規定しています。  |
| 68  | 【別紙1】基本協定書(案) | 28  | 第111条                        | 第1項の規定に基づいて事業者が本協定の解除を求めた場合の一定期間の事業継続の目安を3ヶ月間としていただきたい。  | 公園利用者への影響を考慮し、一定期間の目安を設け、本市と協議の上決定するものとしています。  |
| 69  | 【別紙1】基本協定書(案) | 32  | 第128条第2項                     | 協議可能としていただきたい。   | 基本協定書の条文等は、認定計画提出者と協議します。  |
| 70  | 【別紙1】基本協定書(案) | 38  | <リスク分担表><br>土壌汚染・地中埋設物       | ・土壌汚染について、地歴を含めた事前調査情報があれば開示いただきたい。<br>・土壌汚染・地下埋設物の調査費用負担等は特定公園施設の整備にかかわる総工費の一部と認識している。また、今後土壌汚染や地下埋設物が発生した場合、特定公園施設に関する総工費の負担について貴市と認定事業者の協議とする旨、検討いただきたい。(土壌汚染、地下埋設物などにより新たに費用が発生した場合は、貴市負担上限の13億円を上回る認識で良いか。) | ・土壌汚染について、本市が保有する事前調査情報はありません。<br>・リスク分担表は基本協定書に含まれます。よって基本協定書の条文等については、認定計画提出者と協議します。<br>・想定外の事態においては、別途協議します。    |
| 71  | 【別紙1】基本協定書(案) | 38  | <リスク分担表><br>公園施設整備費の上昇       | 貴市の責に伴う設計変更等による公園施設整備費の上昇に関して、管理運営費の増大同様、貴市に負担いただきたい。  | 特定公園施設の整備において、基本協定書(案)第39条第2項ただし書きのとおり、本市の責による設計変更は本市が負担するものであり、これに起因する整備費の増加分は本市の負担と考えます。                         |
| 72  | 【別紙1】基本協定書(案) | 38  | <リスク分担表><br>管理運営費の上昇<br>物価変動 | ・「多大な影響」についての定義をご教示いただきたい。<br>・「上記以外のもの」については「協議事項」としていただきたい。  | ・多大な影響に該当するかどうかについては、事象が発生した時、判断させていただきます。<br>・基本協定書の条文等は、認定計画提出者と協議します。   |
| 73  | 【別紙1】基本協定書(案) | 38  | <リスク分担表><br>管理運営費の上昇<br>賃金水準 | ・「上記以外のもの」については「協議事項」としていただきたい。  | 基本協定書の条文等は、認定計画提出者と協議します。  |
| 74  | 【別紙1】基本協定書(案) | 38  | <リスク分担表><br>書類の誤り            | 貴市提供資料の誤りによるリスクは事業者で見積不可能であり、貴市負担としていただきたい。  | 公募設置等指針(募集要項)15ページ掲載の本市提供資料は、正確性を保証するものではないため、実際の設計、施工時は事業者の責により、必要な測量、調査、協議等を行ってください。                             |

| No. | 該当資料          | ページ | 項目名  | 質問  | 回答   |
|-----|---------------|-----|--|---|--|
| 75  | 【別紙1】基本協定書（案） | 39  | <リスク分担表>施設の警備                                    | 「警備不備によるもの」とはどのようなリスクを指しているのかご教示いただきたい。   | 一例として、警備員が施設を施錠する役割を担っている場合にその失念によって生じた損害、あるいは閉じ込めによる賠償等が考えられます。   |
| 76  | 【別紙1】基本協定書（案） | 39  | <リスク分担表>損害賠償                                     | 貴市設置の施設、機器等の不備により損害は貴市負担としていただきたい。<br>また、貴市の作為・不作為に起因した利用者への損害又は臨時休業に伴う損害は貴市負担としていただきたい。  | ・「施設、機器等の不備による損害」は、主に日常管理及び保守点検の不備によるリスクを想定しています。特定公園施設の日常管理によらない事由（構造上の不備等）により生じた事故等の責任の所在については、認定計画提出者と協議の上、基本協定で定めます。<br>・本市の責により与えた損害については、認定計画提出者と協議の上、定めます。  |
| 77  | 【別紙1】基本協定書（案） | 39  | <リスク分担表>不可抗力                                     | 不可抗力により施設運営ができなくなった場合の地代負担は協議事項ではなく、免除としていただきたい。<br>また、運営の休止、変更、延期又は臨時休業となった場合は協議事項としていただきたい。   | 基本協定書の条文等は、認定計画提出者と協議します。  |
| 78  | 【別紙3】協働契約書（案） | 第6条 |  | “物価変動”（特定公園施設及びその他公園施設の管理運営費にかかる収支計画に多大な影響を与えるもの）及び、“賃金上昇”（特定公園施設及びその他公園施設の管理運営費にかかる賃金水準の上昇による人件費の増加）について、貴市負担いただく旨、記載いただきたい。<br>また、物価変動、賃金上昇とも“上記以外のもの”については、協議事項としていただきたい。  | ・協働契約書は、年度ごとの業務分担や経費負担を定めるものです。管理運営費に係る物価変動及び賃金上昇の取扱いは、事業期間全体に係る約定として基本協定書（案）38ページに記載しています。<br>・基本協定書及び協働契約書の条文等は、認定計画提出者と協議します。   |
| 79  | その他           |     | 公募対象公園施設（建築物）<br>公募対象公園施設（農園）<br>イベント活用時の使用料について | 各用途にかかる使用料について当方の理解をまとめた。認識に齟齬があればご教示いただきたい。<br>①公募対象公園施設（建築物）： 設置許可、下限：236円/㎡・月、対象建築物の建築面積が積算対象、単価については下限以上を提案することが可能。<br>②公募対象公園施設（農園）： 管理許可、下限：472円/㎡・月、単価については下限以上を提案することが可能。<br>③イベント広場仮設建築物orキッチンカー設置（1か月以下）： 行為許可、事業範囲全域を対象に3,900円/日。もしくは設置許可（公募対象公園施設）、下限：236円/㎡・月、行為許可・設置許可のいずれかを選択することが可能。<br>④イベント広場仮設建築物orキッチンカー設置（1か月超）： 設置許可（公募対象公園施設）、下限：236円/㎡・月。<br>⑤イベント広場什器等設置： 什器は特定公園施設の備品として取り扱い、使用料は無料。イベント参加者（物販・飲食店舗の顧客）だけではなく、不特定の公園利用者が什器を使うことを想定。 | ①基本的に認識のとおりですが、単価の提案は必須です。<br>②公募対象公園施設としての農園は設置許可の扱いです。<br>③イベント広場が特定公園施設（通常は営利事業を実施していない区域を指す。）であれば、行為が1か月までの場合は行為許可での実施となります。仮設建築物については、原則として占用許可（630円/㎡・月）を得る必要があります。1か月に満たない期間の行為に対して設置許可（管理許可を含む。）を与えることは想定していません。<br>④1か月を超える行為を想定している場合、当該行為を実施するイベント広場自体を公募対象公園施設とし、管理許可（設えによっては設置許可）のなかで実施してください。仮設建築物については、原則として占用許可（630円/㎡・月）を得る必要があります。この場合、管理許可（設えによっては設置許可）使用料は、営利事業の区域及び営利事業の実施期間をもとに徴収します。<br>⑤基本的に認識のとおりです。なお、特定公園施設は管理許可により事業者が日常管理を行うこととしており、備品もその中に含まれます。 |
| 80  | その他           |     | その他  | 地下ピット、防火水槽など地下構造物上の整地を行う際に配慮すべき特殊な事項があればご教示いただきたい。<br>また、対象エリアに置いて、現在貴市で検討又は決定している工事があればご教示いただきたい。  | ・占用物件付近で工事を行う場合は、各事業者と近接協議を行い施工計画をたてるようにしてください。提供している図面の地下ピット及び占用物件の位置については参考とし、現地での調査（試掘等）を行ってください。<br>・現在、1区において、公園利用者の安全確保のため、地下ピットの改修工事を検討しています。   |